

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【会社名】	株式会社翻訳センター
【英訳名】	HONYAKU Center Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二宮 俊一郎
【本店の所在の場所】	大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06 - 6282 - 5013
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括 魚谷 昌司
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06 - 6282 - 5013
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括 魚谷 昌司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社翻訳センター 東京本社 (東京都港区三田三丁目13番12号) 株式会社翻訳センター 名古屋営業部 (名古屋市中区錦三丁目25番11号)

## 1【提出理由】

2019年6月26日開催の当社第33回定時株主総会（以下「本総会」）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ．株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金35円

総額 116,152,750円

ロ．効力発生日

2019年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。

また、会社法第189条に定める単元未満株式に係る権利について明確化するために、変更案第9条を新設する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、二宮俊一郎、東郁男、武山佳憲、魚谷昌司を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、大西耕太郎、山本淳、松村信夫を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、野本洋一を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額216百万円以内とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額48百万円以内とする。

第8号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役4名および監査役3名に対し、役員賞与総額36百万円（取締役分30百万円、監査役分6百万円）を支給する。

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件  
第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給する。

対象取締役に対して支給する金銭報酬の総額は年額20百万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	22,574	64	2	98.3%	可決
第2号議案	22,602	38	0	98.4%	可決
第3号議案					
二宮 俊一郎	22,593	47	0	99.7%	可決
東 郁男	22,593	47	0	99.7%	可決
武山 佳憲	22,590	50	0	99.7%	可決
魚谷 昌司	22,592	48	0	99.7%	可決
第4号議案					
大西 耕太郎	21,619	1,021	0	95.4%	可決
山本 淳	22,595	45	0	99.8%	可決
松村 信夫	22,591	49	0	99.7%	可決
第5号議案	22,603	37	0	98.4%	可決
第6号議案	22,529	111	0	98.1%	可決
第7号議案	22,530	110	0	98.1%	可決
第8号議案	22,526	114	0	98.1%	可決
第9号議案	22,513	127	0	98.0%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案および第9号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案、第4号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上